

三郷市学校応援団推進事業実施要綱

三郷市教育委員会

(趣旨)

第1条

子どもたちに「生きる力」を育むためには、学校が中心となり、家庭や地域と連携・協力していくことが強く求められている。そこで、学校応援団の設置により、家庭や地域の教育力を学校に生かし、よりよい子どもの成長を促進させることができる。

(目的)

第2条

この要綱は、三郷市小中学校における学校応援団の設置・運営に必要な事項を定め、家庭や地域が学校を支援する体制の確立を図ることを目的とする。

(内容)

第3条

事業の目的を達成するため、次の事務を行う。

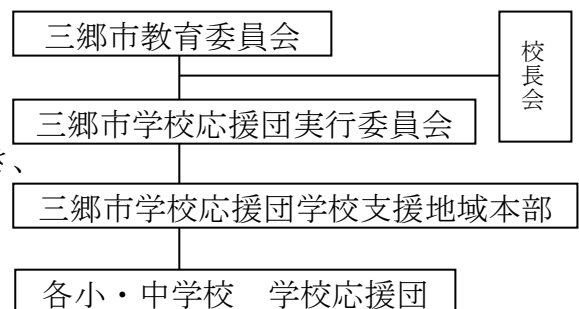
- (1) 学校応援団に係る研修並びに協議に関すること。
- (2) 学校応援団に係る組織運営の情報交換に関すること。
- (3) 学校応援団に係る研究成果の発表に関すること。
- (4) その他本事業の目的遂行に必要なこと。

(組織)

第4条

事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 三郷市学校応援団実行委員会（以下「実行委員会」という）を置く。構成は、小・中学校長会から2名、学校応援団コーディネーター代表、三郷市教育委員会事務局とする。
- (2) 三郷市学校応援団学校支援地域本部（以下「地域本部」という）を置く。構成は、小学校長、中学校長、学校応援団コーディネーター（以下「コーディネーター」という）、三郷市教育委員会事務局とする。
- (3) 各小学校・中学校に学校応援団を置く。
構成は、コーディネーター、地域等支援者とする。
- (4) 事務局は、三郷市教育委員会指導課に置き、
事務局長は指導課長とする。



(組織の役割)

第5条

各組織の役割は次に示すものとする。

- (1) 実行委員会は、事業に関する企画運営を行う。
- (2) 地域本部は、事業に関する全体会を行い、必要な事項を決定する。
- (3) 学校応援団は、学校教育の各種支援活動を行う。

(役員)

第6条

事業を推進するため、次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名
- (3) 本部長 1名
- (4) 副本部長 1名

(役員の職務)

第7条

役員は、次の職務をつかさどる。

- (1) 実行委員長は、実行委員会を主宰し、実行委員会・本部総会等の企画・運営を行う。また、実行委員長は、地域本部長を兼務する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ある時はその代理をつとめる。また、地域本部副部長を兼務する。

(役員の任期)

第8条

役員の任期は、1カ年とする。ただし、再任をさまたげない。

役員が欠けた場合は、実行委員長が判断し、補充を行うことができる。

但し、コーディネーターが欠けた場合は、校長が判断し、補充を行うことができる。

(役員の選出)

第9条

役員は、次の方法で選出する。

- (1) 実行委員長及び副実行委員長は、校長会で選出し、事務局が決定する。
- (2) コーディネーターは、学校長の推薦により選出し、教育長が委嘱する。

(予算)

第10条

実行委員会並びに地域本部の諸活動に必要な経費は、予算の範囲内で市教育委員会が執行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。